

令和2年6月5日

5号

おやまだ

小山田地区市民センター
TEL 328-1001

ホームページアドレス

<http://oyamada3320.sakura.ne.jp>



「特別定額給付金」の申請にかかるお願い

～8月31日(月)までに申請してください～

「特別定額給付金」の受け取りには申請が必要です。世帯主宛に「特別定額給付金申請書」を送付いたしましたので、内容をご確認のうえ、下記の方法にてご申請ください。

1. 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とします。

(1) 郵送申請方式

申請書に振込先口座等を記入し、振込先口座の確認書類(※1)と本人確認書類(※2)の写しとともに、同封された返信用封筒で四日市市まで郵送してください。

(※1) 振込先口座の確認書類・・・申請者(世帯主)の本人名義の通帳(口座番号が書かれた部分)のコピー
またはキャッシュカードのコピー等

(※2) 申請者本人確認書類・・・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳のコピー等

(2) オンライン申請(マイナンバーカード所持者が利用可能)

マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面において、振込口座等を入力した上で、振込先口座の確認書類(※1)をアップロードし、電子申請してください。
(電子署名により本人確認を実施しますので、本人確認書類は不要)

2. 申請期限: 8月31日(月)まで[当日消印有効]

3. 振込日: 申請書の受理後、順次振込み手続きを進めてまいります。
受理後、2～3週間を予定しています。入金の確認は、通帳記帳等によりご確認ください。

4. ご注意

・申請期限までに申請されない場合、給付金を支給できませんのでご注意ください。

給付金の『サギ(詐欺)』にご注意ください!

市役所や総務省などが次のことを行うことは絶対にはありません!

- ×現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること。
- ×受給にあたり、手数料の振込みを求めること。
- ×メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること。



※「特別定額給付金」に関する最新情報については、市公式サイト「特別定額給付金について」のページをご参照ください。



問い合わせ: 新型コロナウイルス感染症対策室
TEL: 327-5990 FAX: 327-5905
対応時間: 8時30分から17時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く)



市民税・県民税
(第1期)



納期限は6月30日(火)です

敬老行事の実施にあたって

小山田地区社会福祉協議会では、高齢者の皆さんを敬愛し、長寿をお祝いするため、本年も敬老の日（9月21日）前後に敬老行事を予定しています。当日は、できるだけ多くの方に参加していただきたいと考えており、市に依頼して70歳以上の方の名簿（住所、氏名、生年月日、性別を記載）を閲覧させていただき、対象の方には、もれなく案内を送付したいと考えています。

つきましては、名簿の個人情報については、この敬老行事にのみ使用し、秘密保持の厳守を徹底いたしますので、私どもが開催します敬老行事が円滑に実施できますよう、皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、名簿にお名前等をご記載たくない方は、誠にお手数ですが、6月30日（火）までに高齢福祉課（電話354-8455）へご連絡をいただきますようお願いいたします。その場合、敬老行事のご案内や敬老記念品をお届けできなくなりますのでご了承ください。昨年までにご連絡をいただいた方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

お問い合わせ：団体事務局 TEL：328-3320

小山田地区社会福祉協議会



ヘルスリーダー イキイキ教室のご案内



新型コロナウイルスの影響で中止しておりました「ヘルスリーダーによるイキイキ教室」について、6月から再開することとなりました。参加にあたっては、以下のことにご理解いただきますようお願いいたします。

◎参加される方は、マスクの着用をお願いします。

◎発熱や咳等の風邪症状がみられる方・基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加を控えていただくようお願いします。

◎感染症予防や熱中症予防の観点から、マスク着用下での運動は行わず、内容は新型コロナウイルス感染症における生活上の注意点についての座学とさせていただきます。時間も短縮して実施させていただきますのでご了承ください。

7月15日（水）

対 象：おおむね65歳以上の市民の方

会 場：小山田地区市民センター 2階会議室

時 間：10：00（～1時間ほど）

内 容：新型コロナウイルス感染症における生活上の注意点についての座学

問い合わせ：高齢福祉課 TEL：354-8170



参加費：無料
申 込：不要



「図書コーナーに新刊が入荷しました！」

【児童書】

- ・暗号クラブ14 ゾンビの呪いに気をつけろ！／ペニー・ワーナー
- ・11ぴきのねこ かるた／馬場 のぼる ・11ぴきのねこ あほうどり／馬場 のぼる
- ・おおきなかぶ／A・トルストイ ・たろうのおでかけ／村山 佳子
- ・ねないこだれだ／せな けいこ

【一般図書】

- ・ペスト / カミュ
- ・超一流の雑談力／安田 正 ・心の傷を癒すということ／安 克昌
- ・カレンの台所／滝沢カレン ・流浪の月／凧良 ゆう
- ・なぜ僕らは働くのか／佳奈 ・生き抜くチカラ／為末 大
- ・ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー／ブレイディみかこ



「こどもをまもるいえ」についてのお願い

四日市市では、各地域でPTAや青少年育成関係団体等の推進団体が「こどもをまもるいえ」の設置を推進しています。これは、子どもの登下校や放課後において「痴漢」、「連れ去り」、「付きまとい」などの行為による被害を未然に防ぎ、子どもを一時的に保護し、警察や学校などへ通報していただくことを目的としています。そしてステッカーを家の前に貼っていただくことで、地域の犯罪を未然に防ぐという抑止効果も考えられます。

現在多くのご家庭にご協力いただいておりますが、新たにご協力いただける方、事情によりご協力いただけなくなった方がございましたら、各地域の設置推進団体までご連絡願います。

小山田地区の設置推進団体：

小山田小学校PTA

お問い合わせ：青少年育成室 TEL 354-8247

小山田小学校 TEL 328-8090



四日市市PTA連絡協議会
四日市市・四日市市教育委員会



小山田地区市民センターの貸館について（令和2年5月27日現在）

これまで3つの「密」が発生するおそれがある利用形態のもの（スポーツ、太極拳、発声を伴う音楽教室、ダンス等）を貸館が利用できない条件としてしておりましたが、この部分を削除し、6月1日（月）より下記枠内の条件に変更いたします。

①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（3つの「密」）を回避するため、参加者同士の間隔はできるだけ2mを目安に確保できる対応策を講じていただきますようお願いいたします。
また密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が行われないうようにご注意ください。

○貸館にあたり、当面の間は、以下の新型コロナウイルス感染防止対策の目安などを貸館の条件といたします。
（新型コロナウイルス感染症を取り巻く今後の状況に応じ、今後、変更する場合があります）

※新型コロナウイルス感染防止対策の目安

- ・6月1日から6月18日までは北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県からの来訪客の利用をご遠慮または延期していただきますようお願いいたします。
- ・当日の参加者名及び緊急連絡先の確認を行い、代表者が把握するようお願いいたします。（感染が発生した場合、保健所などの聞き取りに協力をお願いします）
- ・参加者へ手洗いや消毒の推奨を行っていただきますようお願いいたします。
- ・窓を開放する等、室内の換気を行っていただきますようお願いいたします。
- ・参加者にマスクの着用を求めていますようお願いいたします。
- ・発熱や咳症状がみられる方には利用自粛を要請していただきますようお願いいたします。
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で感染リスクを心配される方には利用自粛を要請していただきますようお願いいたします。
- ・入場の制限や座席の工夫などにより3つの密（密閉、密集、密接）を回避していただきますようお願いいたします。
- ・不特定の方が集まる行事や、参加者が特定できる場合においても感染防止対策を十分に講じることができない場合は、中止または延期していただきますようお願いいたします。

※3密の回避について

利用人数について、部屋面積を4㎡で割った数を人数の目安としています。

小山田地区市民センターの場合

・2階会議室 18人程度 ・2階実習室 18人程度 ・1階和室 8人程度

『新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害について』

新型コロナウイルスの感染が国内でも相次いで確認される中、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)などで、

- ◇感染された方やその家族
- ◇その対策や治療にあたっている医療機関関係者とその家族
- ◇海外からの帰国者
- ◇わが国に居住する外国人

などに対する、根拠のない書き込み等が広がっていると報道があります。

また、わたしたちは、見えないウイルスへの不安から、感染症が広がっている地域に住んでいる人など特定の対象を、嫌悪の対象としてしまうことがあります。

新型コロナウイルスを理由とした、いじめ、偏見や差別につながる行為、誹謗中傷等は、決して許されるものではありません。

市民のみなさまにおかれましては、不確かな情報や誤った認識に惑わされ、人権侵害に及ぶことのないよう、国や県・市が発信する正確な情報に基づき、冷静な対応を心がけるとともに、偏見や差別について考え、お互いの人権を尊重した行動をお願いします。

お問い合わせ：人権・同和政策課 TEL:354-8293
人権センター TEL:354-8609



『避難時の新型コロナウイルス感染予防について』

本格的な出水期を迎えるにあたり、特に今年は、新型コロナウイルス感染症への対策も検討しておく必要があり、三密(密閉空間、密集空間、密接空間)を避けるため、一人ひとりの避難時の行動の見直しや感染対策が重要となります。みなさまのご協力をお願いします。

1. 平時からやっておくべきこと

(1) 前もって避難行動を確認しておきましょう

ハザードマップを前もって確認することで避難が必要かどうか、必要な場合はどのように避難するかを考えておきましょう。

親戚や知人の家、近所の安全な所などの避難所以外の避難先も考えてみましょう。

(2) 備蓄・防災グッズの見直し

避難時に持ち出す防災用品に、マスクや消毒液、タオル、ウエットティッシュ、体温計などの感染予防に役立つものを加えておきましょう。

2. 災害時に行うべきこと

(1) 事前避難の必要性の確認と避難場所の検討

避難とは「難」を「避」け、安全を確保することです。

- ・自宅での安全確保が可能な場合には自宅に留まりましょう。(垂直避難の検討)
 - ・親戚や知人の家、近所の安全な所などの避難所以外の安全な場所が確保できる場合は安全な場所に避難することを検討しましょう。
 - ・避難所以外の避難先が確保できない場合は、速やかに避難所に避難しましょう。
- *まずは危険な場所からの避難を優先し、命を守る行動をとりましょう。

(2) 避難場所での感染予防

○自分でできること

- ・感染予防のため定期的に体調確認や検温を行い、体調に変化があれば早めに相談しましょう。
- ・手洗いや手指消毒を行い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底しましょう。

○みんなでとりくむこと

- ・避難所などの大勢の人が集まる場所では、①入り口での体調確認、②ゾーン分け、③体調不良者のための個室の確保、④健康状態の観察と体調不良時の早めの発見と対応に努め、十分な換気を行うとともに人との距離を広め(1m以上、できれば2m以上)に確保しましょう。
- ・定期的に清掃するなど避難場所の衛生環境をできるだけ整えましょう。

